

尾張旭市監査公表第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

平成30年11月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 秋 田 進

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

総合推進室

3 監査の期間

平成30年9月25日から平成30年10月29日まで

4 監査の方法

平成30年度（平成30年8月31日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

企画部（秘書課、人事課、企画課、情報課）

3 監査の期間

平成30年9月25日から平成30年10月29日まで

4 監査の方法

平成30年度（平成30年8月31日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。その中で、一部の課において不適切なものが次のとおり見受けられたことから、今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項（注意すべきもの）

- (1) あさびースマイルウォーキング開催業務委託（秘書課）及び公衆無線LAN機器賃貸借（情報課）において、随意契約公表の事務手続きが適切に行われていない。随意契約ガイドラインでは、随意契約を締結する場合において、予定価格が契約規則第25条に定める金額の範囲を超えるときは、随意契約確認表を作成し、内容の公表を行うこととしている。また、あさびースマイルウォーキング開催業務委託において、完了検査を行っていない。尾張旭市契約規則第49条により、当該請負契約についての給付の完了の確認について契約書、仕様書等の関係書類に基づき検査を行う必要がある。（秘書課、情報課）
- (2) 団体事業費補助金において、前金払いの理由として「内部留保が少額で補助金以外の収入では事業存続が困難なため、前払いの方法で交付する。」とあるが、前年度繰越金が多額であり、前払いの理由として適切ではない。（秘書課）
- (3) 産業医委託業務において、設計金額が当該予算額を超え、随意契約確認表が施行伺いではなく、契約伺いに添付されている。また、同委託業務において、契約書に記載の契約保証金の免除理由が尾張旭市契約規則第32条第7号となっているが、免除の理由として同号には該当しない。（人事課）
- (4) 人事考課制度支援業務委託において、随意契約確認表が作成されていない。ま

た、業務仕様書に定められた主任技術者届及び業務実施計画書の提出が受託者からされていない。(人事課)

- (5) 尾張旭市職員互助会助成金交付事務において、職員互助会が行う助成金申請事務と市が行う助成金交付事務を同一職員が行っている。平成25年度に実施した行政監査「市が関与する任意団体の事務の改善状況について」において監査意見とした案件であり、事務の執行体制の見直しを図る必要がある。(人事課)
- (6) 定住促進事業に関する決裁等において、代決処理の誤りが見受けられる。課長及び課長補佐が不在の場合は、係長が課長の専決すべき事務を代決する。(企画課)
- (7) あいち情報セキュリティクラウドに関する綴(5年保存)において、県からの文書(メールを含む)の受付処理がされていない。尾張旭市文書取扱規程第13条第1号により文書の配布を受けたときは、收受日付印を押し、文書番号を記入し、文書処理簿に記載する必要がある。(情報課)
- (8) 行政情報番組制作放送業務の契約に関する文書が3年保存となっているが、尾張旭市文書取扱規程別表(第26条関係)により5年保存が適切と思われる。
(情報課)